

令和 7 年東郷町教育委員会 9 月定例会	
日時	令和 7 年 9 月 2 6 日（金） 午後 1 時 3 0 分 開会 午後 1 時 4 8 分 閉会
場所	東郷町役場 2 階 第 4 会議室
出席委員	教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 高坂 智子 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚
欠席委員	教育長 鵜飼 洋一
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 大原 貴浩 参 事 加藤 丈晴 総 合 調 整 監 樋口 美紀 学 校 教 育 課 長 大竹 邦一 生 涯 学 習 課 長 中川 正康 給食センター所長 山本 康広
会議録作成職員	学校教育課長 大竹 邦一
会議録署名委員	加藤職務代理、近藤委員
議 事	教育長職務代理者の指名について
報告事項	(1) 9 月校長会について（学校教育課） (2) 後援名義の使用許可について（学校教育課） (3) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課）
議題	議案第39号 後援名義の使用許可について（学校教育課）
傍聴者	—

教育部長	定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 9 月定例会を開会します。 本日は教育長が所用により欠席いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項で、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行うこととされています。従いまして本日の会議の進行につきましては、職務代理として加藤逸男委員にお願いします。
職務代理	それでは会議を進めてまいります。 会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。 日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。 次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし加藤と、近藤委員を指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。
委員	全員異議なし
職務代理	異議なしとのことですので、9 月定例会の会議録署名委員は、わたくしと近藤委員とさせていただきます。 次に日程第 3、議事 教育長職務代理者の指名を行います。事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	「第 3 教育長職務代理者の指名について」説明させていただきます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項により、教育長に事故があるとき又は欠けたときはあらかじめ指名する委員がその職務を行うこととされております。3 月の教育委員会で、加藤委員に 9 月までの残任期間の職務代理者としていましたが、10 月以降の職務代理者について、教育長により教育長職務代理者を指名する必要があるものです。 説明は、以上です。
教育部長	今説明があったように、教育長職務代理者を置くこととなっており、あらかじめ教育長が指名することとなっています。 教育長から職務代理者の指名について文書を預かっておりますので、私が代読させていただきます。 「東郷町教育委員会教育長職務代理者の指名について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する教育長職務代理者として、加藤逸男委員を指名する。令和 7 年 9 月 26 日 東郷町教育委員会 委員長 鵜飼洋一」以上でございます。 加藤委員、いかがでしょうか。
加藤委員	ただいまご指名いただきましたので、お受けしたいと思います。わたくしは非常勤の身分ですので、教育長に事故があった場合、毎日事務局の指揮監督をするというのは現実的に不可能ですので、わたくしが行う職務代理者としての職務のうち、具体的な事務の執行については、事務局職員に委任したいと思います。

教育部長	具体的な事務の執行の部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 4 項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのように取り計らいたいと思います。具体的な事務の執行については事務局にて行います。 改めて協議をお願いします。愛日地方教育事務協議会に関して、協議会規則第 8 条の規定により、協議会委員は、関係市町の「教育長」および「教育委員会が協議により定めた教育委員一人」をもって充てるとされております。教育長職務代理者に協議会委員をお願いしたく存じます。
職務代理	事務局より説明がありましたが、愛日地方教育事務協議会委員に教育長職務代理者を充てることについて、ご異議ございませんか。
委員	異議なし
職務代理	異議なしとのことですので、私が協議会委員をお受けします。 続きまして日程第 4 報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	(1) 9 月の校長会について ① 9 月 1 日（月）、全小中学校にて、2 学期が順調にスタートしました。避難訓練や出前授業、校外学習、職場体験活動など、どの学校も積極的に体験活動を取り入れて、日々の教育活動を充実させています。 ② 2 学期の宿泊行事については、先週までに、東郷小・高嶺小・兵庫小・諸輪中にて、野外活動を実施しました。クマの出没に備えて、クマスプレーを配付し、生ごみを外に出さないことや鈴を持たせるなど各校対策を講じました。この後 10 月中に、野外活動を春木台小・音貝小が実施します。修学旅行は、東郷小・高嶺小・兵庫小が 10 月に実施する予定です。11 月に入ってから、春木台小・諸輪小・音貝小が実施する予定であり、この 11 月の修学旅行をもって、東郷町内小中学校の今年度の宿泊行事は、全て終了となります。 ③ 教職員の 8 月の在校時間については、夏休み期間ということもあり、4 5 時間超えの教員は、一人もいませんでした。2 学期は運動会や文化祭などの行事準備や、学期末の成績処理など、忙しくなる時期もありますが、在校時間記録をもとに、教員の健康管理にも十分に気を付けながら、教育活動を進めていきたいと思います。
学校教育課長	(2) 後援名義の使用許可について 「第 4 報告事項(2) 後援名義の使用許可について」説明します。 資料は 1 ページになります。 令和 7 年 8 月 21 日から同年 9 月 19 日までに、後援名義使用の申請があり、専決処分した案件は、3 件です。 事務局で確認したところ、過去に許可したものとおおむね同様の内容でした。 なお、12 については、昨年まで法人名が「一般社団法人愛知県ボート協会」

	から「一般社団法人愛知県ローイング協会」に変更になり、大会についても一部変更となっておりますが、内容については同様でしたので、専決処分をしたものです。 説明は以上です。
学校教育課長	次に、「(3) 要保護・準要保護児童生徒数について」説明します。 資料は 67 ページになります。 令和 7 年 8 月 21 日から同年 9 月 19 日までに申請があり、認定した件数は 226 件です。 なお、今回新規認定の 2 件は、いずれも昨年度からの継続の方で、資料の提出があったことから継続して認定したものです。 説明は、以上です。
職務代理	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
職務代理	質問もないようですので、このとおり対応させていただくこととし、協議事項を終わります。 次に日程第 5、議題に入ります。 議案第 39 号 後援名義の使用申請について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第 39 号について説明させていただきます。 資料 68 ページをお開きください。 議案第 39 号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものでございます。 1 主催者は、一般社団法人 J S i s m 2 事業名は、未来と学びの e スポーツフェスタ 3 実施日は、令和 7 年 11 月 9 日 4 会場は、あいち健康プラザ です。 この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからです。 資料 69 ページをお開きください。 申請者の申請に基づき説明します。 事業の目的は、本事業は、子どもや若者が安心して I C T や e スポーツに触れ、協調性・創造性・判断力を育む学びの機会を提供することを目的としています。ネットリテラシーや情報モラルの啓発を取り入れ、青少年の健全育成を図るとともに、家庭・学校・地域が連携して子どもを支える環境づくりに寄与するものです。また、地域企業や団体との協働により、東郷町が推進する生涯学習や市民協働のまちづくりにも資する事業です。 次の 70 ページをお開きください。 参加対象者は、県内の小学生以上児童と保護者、教育関係者、参加予定人数は 500 人から 1,000 人で、入場料は子ども 500 円、大人 1,500 円です。 説明は、以上です。

職務代理	説明が終わりましたので、議案第39号について審議をお願いします。
委員	資料の中に書いていないことで気になることは、4時間～5時間のイベントになりますが、参加予定者が500人から1,000人となっていて、短時間に大勢の方がみえる事を見込んでいるようですが、会場は屋内ですか。
委員	ホールになっているところがあるので、建物の中だと思います。eスポーツと書いてあるので、パソコンが必要になる。それより、そもそも会場が遠いなどと思います。なぜ東郷町に申請されたのか疑問です。
委員	規模感でいうとやはり大きいのでしょうか。
委員	会員と非会員で金額が違っているが、非会員が行ったら会員に誘われるということですかね。
委員	会員を募りたいということはあると思う。そもそもかなり会場が遠いところに加え、収支計画を見ると、キャスト代が支出の多くを占めていて、東郷町に資するものはあまりないと感じます。地理的な問題と、中身がゲストを呼ぶためのギャラになっていること。東郷町の教育とは異なると思います。
委員	過去の開催状況というものが別紙にありますが、この過去の開催内容が、今回のものと関係がないもので、申請者が行ったものではなく、活動に共感した大学生の企画がこの別紙となっている。 また、役員の名簿がついているが、就任が今年の5月になっている。5月から活動を始められているということで歴史が浅いということが気になります。 また、過去の実施状況というものが、今回のやられたい内容と繋がっていないということから、やっておられないのだと思う。過去の事例がないのはどうかなと思います。 キャスト代が55万円で、支出の半分になっている。それを参加費用から賄うわけですね。
委員	私も気になっています。eスポーツやネットリテラシーは、知識としては必要なものとは思いますがこちらでなくても身に付けることはできる。
委員	後援を受けているのは、会場は東浦だけど、豊明なのですね。
委員	メンバーが豊明市の方だからということだと思います。
職務代理	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第39号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手なし
職務代理	挙手ありませんので、議案第39号については、否決します。 続いて日程第6 各課からの連絡事項について、連絡事項のある課は、挙手をお願いします。
職務代理	連絡事項もないようですので、9月定例会の日程は、すべて終了しました。 これもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。

午後1時48分終了